

愛別消防 119だより

統一防火標語
『おうち時間 家族で点検 火の始末』

大雪消防組合 愛別消防署
令和3年10月15日 発行



【実施期間：令和3年10月15日（金）から10月31日（日）まで】

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて設置が義務付けられた消火器で、既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

※一般のご家庭等に自主的に設置されている消火器は除きます。

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

消火器の使用期限は おおむね10年 です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する業務用消火器の設計標準使用期限は約10年です。※一般のご家庭等に自主的に設置されている消火器に消防法令上の交換義務はありませんが、上記により**使用期限内での交換を推奨**しています

消火器はリサイクルしています

ご不要となった消火器は「廃消火器リサイクルシステム」によりリサイクルを行っています。お近くのリサイクル窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページ(<https://www.ferpc.jp/>)から検索できます。

火事・救急・救助は **119** 防火の相談は **6-5509**

危安協だより

秋の火災予防運動実施中！

愛別町危険物安全協会
令和3年10月15日 発行

令和3年度 危険物安全週間推進標語

『事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム』

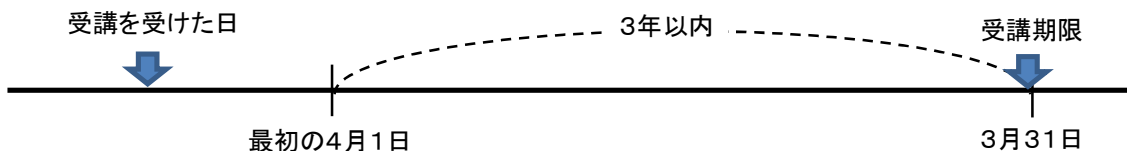
○甲種・乙種危険物取扱者

甲種危険物取扱者は全類の危険物、乙種危険物取扱者は指定の類の危険物について取扱いと定期点検、保安の監督ができます。又甲種もしくは乙種危険物取扱者が立ち会えば危険物取扱者免状を有していない一般の者も、取り扱いと定期点検を行うことができます。丙種危険物取扱者は、特定の危険物（ガソリン、灯油、軽油、重油等）に限り取り扱いと定期点検ができます。



○継続して危険物の取扱者に従事している場合

製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は都道府県知事等が行う保安に関する講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内ごとに受講しなければなりません。



○危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の注意事項

- ① みだりに火気を使用しないようにしましょう！
- ② 常に整理、清掃を行い、周囲に不要なものは置かないようにしましょう！
- ③ 漏れ、あふれ、飛散ないようにしましょう！
- ④ 危険物を収納する容器は、法令で定められたものを使用しましょう！
- ⑤ 容器は必ず密閉し、直射日光の当たらない場所に保管しましょう！
- ⑥ 火気を使用する場所には、絶対に保管しないようにしましょう！
- ⑦ 保管場所には可燃性物品を置かないようにしましょう！
- ⑧ ガソリン、灯油、軽油などを取り扱う場合は、人体の静電気を除去しましょう！



火事・救急・救助は **119** 防火の相談は **6-5509**